

令和6年度全国健康福祉祭出場団体派遣助成金の交付基準

この交付基準は、全国健康福祉祭出場団体派遣助成金交付要綱第3条に定める助成金の交付額について、第36回全国健康福祉祭とっとり大会（ねんりんピックはばたけ鳥取2024）に係る交付基準を定める。

1 助成金（1人当たり）

（1）交通費

往路の経費を助成する。

集合場所（JR名古屋駅）から総合開会式会場までの指定の交通手段に係る経費を助成する。競技団体が指定の交通手段を取らない場合又は選手が岐阜県選手団とは別行動をする場合の経費は、全額自己負担とする。

ただし剣道については、集合場所（JR名古屋駅）から指定宿泊施設までの指定の交通手段に係る経費を助成する。

なお、集合場所（JR名古屋駅）までの経費は、全額自己負担とする。

（2）宿泊費

指定宿泊施設（岐阜県教育文化財団を通じて申し込んだ分）に宿泊した場合の宿泊費については、1泊2食の料金を基本として、1/2を助成する。ただし、1泊当たり4,000円を上限とする。

（3）ユニフォーム

岐阜県選手団ユニフォームについては、代金の1/2を助成する。

2 事務経費

事務経費として、1チーム当たり2,000円を助成する。

◇事務経費の内訳

- ・振込手数料 550円×3回=1,650円
- ・郵送代等 350円

*事務経費の内訳については、報告を求めない。

3 キャンセル料

交通費、宿泊費及びユニフォームについては、参加者本人又は家族の事故、病気、大会の中止、天候等止むを得ない事情により参加を取り止めたことによりキャンセル料が発生した場合は、助成金の範囲内でその額を助成する。

その他の事情の場合は、参加者が負担する。

4 その他

出場団体派遣助成金の助成を受けた者は、県実行委員会が交付予定の補助金を受けることはできない。

全国健康福祉祭出場団体派遣助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人岐阜県教育文化財団（以下「財団」という。）が、スポーツや文化、芸術活動などを通じて、高齢者自身の心身の健康や社会参加、生きがいの高揚・増進を図り、活力に満ちた長寿社会の形成に寄与するため、厚生労働省等が主催する全国健康福祉祭へ出場する団体に対し、予算の範囲内において交付する派遣助成金（以下「助成金」という。）について定める。

(助成金交付対象団体)

第2条 助成金の交付は、財団が全国健康福祉祭に監督、選手、マネージャーとして派遣した団体（以下「出場団体」という。）に対して行う。

(助成金の交付額)

第3条 出場団体へ交付する助成金の交付基準は、財団が別に定める。

(助成金の申請及び交付決定)

第4条 助成金を受けようとする出場団体は、派遣助成金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、財団の理事長が定める日までに提出するものとする。

2 理事長は、交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付すべきものと認めるときは、その額を決定し、派遣助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(助成金の変更申請及び決定)

第5条 出場団体は、前条による助成内容を変更しようとする場合は、あらかじめ派遣助成金変更交付申請書（別記第3号様式）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、交付決定額変更を通知する場合は、出場団体に対し、派遣助成金変更交付決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第6条 助成金の交付決定後、出場団体は、派遣助成金交付請求書（別記第5号様式）を理事長へ提出するものとする。

2 理事長は、前項の請求に基づき助成金を交付する。

(出場実績報告書の提出)

第7条 出場団体は、全国健康福祉祭へ最後に出場した日から起算して原則30日を経過した日までに、出場実績報告書（別記第6号様式）に関係書類を添えて、理事長へ提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第8条 財団は、前条の出場実績報告書を審査し、助成金交付額を確定する。

2 理事長は、額を確定したときは、出場団体に派遣助成金の額の確定通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

(助成金等の返還)

第9条 理事長は、出場団体に対する助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(交付決定の取り消し)

第10条 理事長は、出場団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 助成金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金を受領

したとき。

(関係書類の整備・保存)

第11条 出場団体は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

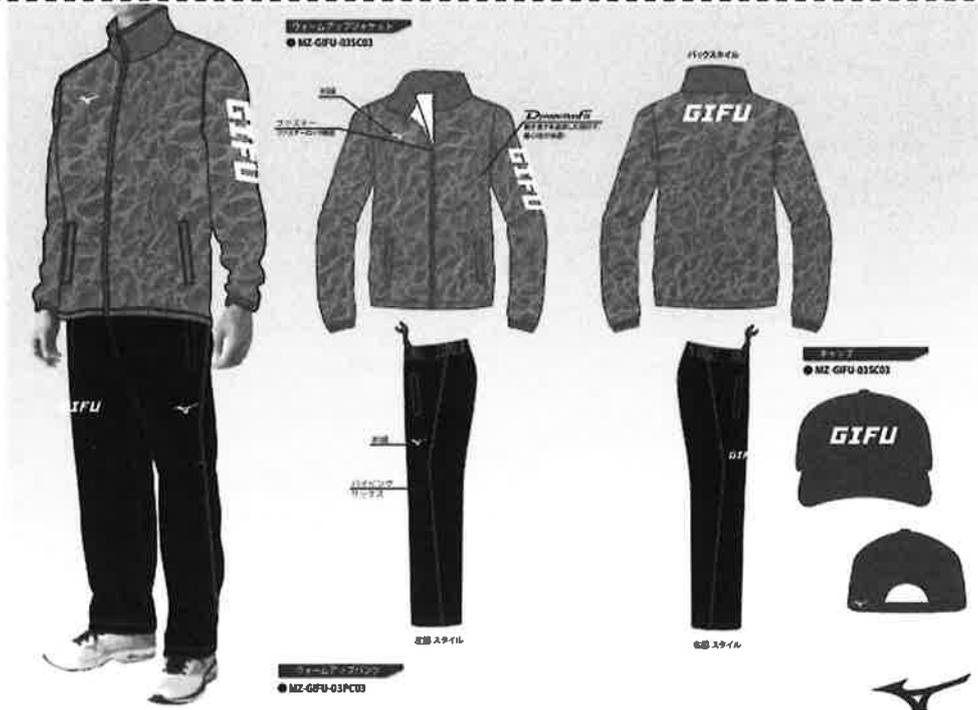
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

岐阜県選手団ユニフォームのご案内

サイズは、以下のサイズ表と裏面の着用例を参考にしてください。



●キャップ フリーサイズ

●ジャケット・パンツ *性別区別なし *寸法表示はJASPOサイズ (単位:cm)

	SS	S	M	L	O	XO
身長	157~163	162~168	167~173	172~178	177~183	182~188
胸囲	81~87	85~91	89~95	93~99	97~103	101~107
腹囲	67~73	71~77	75~81	79~85	83~89	87~93

※この一覧以外のサイズを希望の方は、岐阜県教育文化財団（電話 058-233-5810）までご相談ください。

注1) 申込後のサイズ変更不可。

*迷われる場合は大きいサイズを選択してください。

*腹囲や胸囲によっては、ファスナーを上げると窮屈になります。特に、お腹周りが心配な方は、ジャケット・パンツとも、大きいサイズを選択してください。

*生地は、薄手になっています。朝晩で寒暖差がありますので、ジャケットの中に衣服を着用することを踏まえたサイズを選択してください。

*生地は、ジャケット・パンツとも、伸縮性がありません。

注2) 申込締切後に、選手の追加・変更があった場合、ユニフォームを結団式までにお渡しできない場合がございます。

○試着を希望される方は、事前に岐阜県教育文化財団（電話 058-233-5810）へ事前連絡の上、事務局（岐阜市学園町3-42 ぎふ清流文化プラザ1F）までおいでください。

○ユニフォームは、9月上中旬までにチーム代表者にまとめて郵送します。